

第9回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和3年3月5日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 3階 北会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○農業委員会総会の令和3年度日程について

○令和3年分「農作業等標準料金表」について

○玉村カレーのじゃがいもの植え付けについて

日時：令和3年3月17日（水）午前9時00分 場所：小泉圃場

○「農業委員会だより」について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第9回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は16名ですので、総会は設立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は2番 徳江委員、3番 赤川委員を指名します。

なお、会議書記には、事務局職員の栗崎係長を指名します。

議 長 : それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号番号1についての議案説明を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号 番号1 受付番号43200199 農地法第3条の規定による許可申請
について詳細を朗読、説明】
所有している農機具は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機
2台、管理機2台、軽トラ2台を保有しております。農地取得要件は問題ないか
と考えます。
申請地につきましては、今後野菜の栽培を行う予定です。
以上で議案第1号番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第1号番号1について審議を行います。この件に関しまして、農
地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長 : この件に関しまして、取得要件に問題が無いことから許可といたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43200199について、
原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200199は原案のとおり許可と決定いたしま
す。
続きまして、議案第2号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第2号 番号1 受付番号43200197 農地法4条の規定による許可申請に
について詳細を朗読、説明】
転用目的は露天駐車場用地です。
申請地は昭和56年以前より除外されております。
農地区分の判断としましては、東側道路に上下水道が入っており、教育機関と医
療機関が500m以内にありますので第3種農地と判断出来ます。
以上で議案第2号番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第2号番号1について審議を行います。この件に関しまして、農

地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質疑等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200197 について、
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200197 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第 3 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 3 号 番号 1 受付番号 43200186 農地法第 5 条の規定による許可申請
について詳細を朗読、説明】

使用貸借での一般住宅用地への転用許可申請です。

申請地は昭和 56 年以前より除外されております。

農地区分の判断としましては、西側道路に上下水道が入っており、500m 以内に
保育園と医療機関がありますので、第 3 種農地と判断出来ると説明。

以上で番号 1 の説明を終了します。

議 長：それでは、番号 1 受付番号 43200186 について審議を行います。この件に関しま
して、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告
願います。

農地部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質疑等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200186 について、

原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200186 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 3 号 番号 2 受付番号 43200188 について詳細を朗読、説明】

使用貸借による専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は令和 2 年 2 月 1 4 日付で利用者・利用目的が同じで除外されております。

農地区分の判断としましては、農地の広がり が 3 h a 未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する 10 h a 未満の農地ということで、第 2 種農地と判断しました。

申請地には既に芝生を貼り一部を家庭菜園として利用しており、現状を変更する予定はないとの事です。

以上で番号 2 の説明を終了します。

議長：それでは、番号 2 受付番号 43200188 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いとため許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質疑等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200188 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200188 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 3 号 番号 3 受付番号 43200192 について詳細を朗読、説明】

売買による一般住宅用地への転用許可申請です。

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、農地の広がり3ha未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する10ha未満の農地ということで、第2種農地と判断しました。

以上で番号3の説明を終了します。

議長：それでは、番号3 受付番号43200192について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43200192について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200192は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第3号 番号4 受付番号43200193について詳細を朗読、説明】

売買による倉庫用地への転用許可申請です。

申請地は平成2年に除外されております。

農地区分の判断としましては、東側道路に上下水道が入っており、500m以内に小学校と医療機関がありますので、第3種農地と判断出来ます。

申請地の利用計画は、資材を保管する倉庫用地として利用する計画と説明。

以上で番号4の説明を終了します。

議長：それでは、番号4 受付番号43200193について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200193 について、
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200193 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして、番号 5 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 3 号 番号 5 受付番号 43200194 について詳細を朗読、説明】
使用貸借による一般住宅用地への転用許可申請です。
申請地は昭和 56 年以前より除外されております。
農地区分の判断としましては、北側道路に上下水道が入っており、教育機関と医療機関が 500m 以内に 5 カ所ありますので第 3 種農地と判断出来ると説明。
以上で議案第 3 号の説明を終了します。

議 長：それでは、番号 5 受付番号 43200194 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、農地部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200194 について、
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200194 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

以上で次第4の議事については、終了いたします。

続いて、次第5 報告事項に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

内容につきましては相続で、4件受理しております。

以上で報告事項第1号を終わります。

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告】5件受理しております。

以上で報告事項第2号を終わります。

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告】17件の合意解約の通知を受けております。

すべて、玉村町農業公社を通した、利用権の合意解約となっております。

以上で報告事項第3号を終了し、全ての報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：その他ですが

○農業委員会総会の令和3年度日程についてですが、机の上に「資料1」とうってあるものを用意しました。2列目の総会開催日ですが、基本毎月7日ですが、土日の関係で6月・8月・9月・11月は7日以外の設定とさせていただきます。また、6月につきましては、以前麦刈りか苗間の準備があるので早めてほしいと言われたと思いますので、4日に設定いたしました。これでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○令和3年分「農作業等標準料金表」について

ですが、前回徳江委員から金額の設定についてお話をいただいた事を受けて群馬県農業会議及び近隣の市に状況を確認したところ、全国的に統一された根拠があるという事ではなく、前年度と特に変更がない場合はそのままの内容を適用したり、過去の実績と近隣市町村の金額を参考にしたり、協議会を立ち上げてそこで

決定したものを委員会で報告したりと、決定方法については様々なものになっています。

参考までに、「資料2」として前橋・高崎・伊勢崎・藤岡各市の農作業受託料金一覧表をお配りしてあります。金額はいずれも税込みとなっています。玉村町の料金について、特に問題がなければこの内容で行きたいのですが、いかがなものでしょうか。また、前回同様農地の賃借料情報を付けてあります。こちらについては、令和2年中に行われた賃借契約を基にしたものでございます。

こちらも併せてご確認をお願いします。

○玉村カレーもじゃがいも植えの日程であります。3月17日（水）と決定しました。小学校に連絡したところ、玉ねぎの時と同じく2時間目に作業を行う事になりました。2時間目は9時45分からになるので、委員の皆さんは9時に現地集合でよろしいでしょうか。

また、耕うんと堆肥撒きを事前におきたいと思いますが、いかがよろしいでしょうか。

○農業委員会だよりについてですが、現在印刷屋さんへ原稿を渡していて、もうすぐ校正の原稿があがってくると思います。完成したら農政支部長を通して配布されますので、お願いいたします。

○その他

以上で事務局からのその他を終わりにいたします。

議長：その他、委員の方から何かありますか。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。